

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和7年7月 16 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2401309 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2500035 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 27 年 2 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間及び平成 28 年 1 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 27 年 2 月から同年 8 月までの標準報酬月額については 24 万円から 32 万円、平成 28 年 1 月から同年 8 月までの標準報酬月額については 32 万円から 36 万円とする。

平成 27 年 2 月から同年 8 月まで及び平成 28 年 1 月から同年 8 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 27 年 2 月から同年 8 月まで及び平成 28 年 1 月から同年 8 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 社における別表の第 1 欄に掲げる請求期間③から⑨までの賞与支払年月日に係る標準賞与額を、同表の第 4 欄に掲げる標準賞与額にそれぞれ訂正することが必要である。

別表の第 1 欄に掲げる請求期間③から⑨までの賞与支払年月日における同表の第 4 欄に掲げる標準賞与額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の第 1 欄に掲げる賞与支払年月日における同表の第 4 欄に掲げる標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 平成元年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 27 年 1 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
② 平成 28 年 1 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
③ 平成 27 年 6 月 30 日
④ 平成 28 年 6 月 30 日

- ⑤ 平成29年 6 月30日
- ⑥ 平成30年 6 月30日
- ⑦ 令和元年 6 月30日
- ⑧ 令和 2 年 6 月30日
- ⑨ 令和 3 年12月28日

A社に勤務した期間のうち、請求期間①及び②に係る標準報酬月額の記録並びに請求期間③から⑨までに係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①のうち、平成27年2月1日から同年9月1日までの期間及び請求期間②について、A社から提出された賃金台帳により、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を上回っていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

また、厚生年金特例法に基づき記録の訂正が行われるのは、上記の低い方の額がオンライン記録により確認できる標準報酬月額を上回る場合である。

したがって、請求者の平成27年2月1日から同年9月1日までの期間及び平成28年1月1日から同年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成27年2月から同年8月までは32万円、平成28年1月から同年8月までは36万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成27年2月から同年8月までの期間及び平成28年1月から同年8月までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和6年12月19日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間③から⑨までについて、賃金台帳及びA社の事業主の陳述から、請求者は、当該期間に同社から別表の第2欄に掲げる標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、同表の第3欄に掲げる標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間③から⑨までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行

したか否かについては、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に
対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和6年6月24日受付）し、厚
生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の
当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係
る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間①のうち、平成27年1月1日から同年2月1日までの期間について、賃金台帳によ
り、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額、オンライン記録
により確認できる標準報酬月額を上回っているものの、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額
は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることが確認できることから、
厚生年金特例法による標準報酬月額の訂正は認められない。

別表

第 1 欄		第 2 欄	第 3 欄	第 4 欄
請 求 期 間	賞与支払年月日	賞与額に見合う 標準賞与額	厚生年金保険料 控除額に見合う 標準賞与額	厚生年金特例法 訂正後の 標準賞与額
③	平成27年 6 月30日	21万8,000円	21万8,000円	21万8,000円
④	平成28年 6 月30日	25万8,000円	25万8,000円	25万8,000円
⑤	平成29年 6 月30日	36万8,000円	36万8,000円	36万8,000円
⑥	平成30年 6 月30日	26万8,000円	26万8,000円	26万8,000円
⑦	令和元年 6 月30日	27万3,000円	27万3,000円	27万3,000円
⑧	令和 2 年 6 月30日	30万8,000円	30万8,000円	30万8,000円
⑨	令和 3 年12月28日	30万3,000円	30万3,000円	30万3,000円

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2500001 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2500036 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における標準報酬月額 of 訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 平成元年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成26年12月 1 日から平成27年 1 月 1 日まで

A 社に勤務した請求期間に係る標準報酬月額の記録が24万円と記録されているが、賃金台帳によると、標準報酬月額32万円に基づく厚生年金保険料が控除されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者及び A 社から提出された賃金台帳により、請求者は請求期間に、標準報酬月額32万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

また、厚生年金特例法に基づき記録の訂正が行われるのは、上記の低い方の額がオンライン記録により確認できる標準報酬月額を上回る場合である。

したがって、請求期間については、賃金台帳により確認できる本来の報酬月額に見合う標準報酬月額が厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額を下回っているところ、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることから、当該期間の標準報酬月額の訂正は認められない。